

# 大規模工場等に係る浸水防止計画作成の手引き (洪水編)

令和3年5月

仙台市危機管理局

この手引きは、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成する、洪水における浸水防止計画について、記載例と留意事項等を示したものです。

各大規模工場等ではこれを参考に、施設の構造や立地条件等の実態に即した計画を作成してください。

なお、本手引きは、新たに作成する浸水防止計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時の浸水防止計画」の項目を追加することで、これの代わりとしても構いません。

浸水防止計画の作成にあたっては、仙台防災ハザードマップ等で情報の伝達方法等を確認するとともに、不明な点については仙台市に確認してください。

## —目次—

1. 計画の構成	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の適用範囲	2
4. 防災体制	3
5. 情報収集及び伝達	7
6. 浸水防止に関する活動	9
7. 従業員等の避難誘導	9
8. 浸水の防止を図るための施設の整備	10
9. 防災教育及び訓練の実施	12
10. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）	12

# 「〇〇〇〇（施設名）」における洪水時の浸水防止計画

## 1. 計画の構成

《記載例》

### <目次>

1. 計画の目的
2. 計画の適用範囲
3. 防災体制
4. 情報収集及び伝達
5. 浸水防止に関する活動
6. 従業員等の避難誘導
7. 浸水の防止を図るための施設の整備
8. 防災教育及び訓練の実施
9. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

### 《解説及び留意事項》

- 前提となる洪水に係る浸水想定区域については、本市ホームページで公開の他、各区役所で配布している「仙台防災ハザードマップ」等を参照してください。
- 浸水防止計画に記載すべき事項は水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）に定められています。

### 《水防法施行規則》

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

#### 第十八条

法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等という。以下同じ。）の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- 三 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 四 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
  - イ 水防管理者とその他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関すること

- ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関すること
  - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

## 2. 計画の目的

### 《記載例》

- この計画は、水防法第15条の4第1項に基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」の洪水時の浸水の防止を図ることを目的とする。

### 《解説及び留意事項》

- 大規模工場等への浸水は、地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、平成25年6月の水防法改正で、市町村地域防災計画に位置づけられた大規模工場等（国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもので、当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に限り。本市においては「仙台市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例」において、「工場、作業場又は倉庫で、延べ床面積が1万㎡以上のもの」と定められている）の所有者又は管理者に対して、洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が努力義務として課されております。

## 3. 計画の適用範囲

### 《記載例》

- この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務する全ての者に適用するものとする。

### 《解説及び留意事項》

- 施設の従業員等を把握し、施設の規模等に応じた計画を作成する必要があります。
- 従業員数が少なくなる夜間や休業時間帯、休業日の対応についても検討しておく必要があります。
- 洪水浸水想定区域の指定は河川管理者から公表されます。
- 早期の立退き避難が必要な区域とは、一般的な木造住宅を押し流すほどの氾濫流や河岸浸食が発生する恐れのある区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）と浸水深3m以上の区域のことです。

- 対象となる災害種別に関する情報の入手は、以下のハザードマップ等にて確認することができます。
  - 「仙台防災ハザードマップ」(紙媒体として各区役所等でも配布しております。)
  - 「せんだいくらしのマップ」(インターネット上で閲覧できる地理情報システムです。)
  - 上記のハザードマップについては本市ホームページでご確認いただけます。  
 (<http://www.city.sendai.jp/kikikanri/kurashi/anzaen/saigaitaisaku/hazardmap/map.html>)

#### 4. 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応組織
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・【警戒レベル2】洪水注意報の発表 ・対象河川の氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報)の発表	・各班へ注意体制を確立した旨を連絡	統括管理者
		・洪水予報等の情報収集	情報班
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・洪水警戒(警戒レベル3相当情報)の発表 ・対象河川の氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報)の発表	・各班へ警戒体制を確立した旨を連絡	総括班
		・洪水予報等の情報収集	情報班
		・浸水対策に使用する資器材の準備	警戒活動班
		・関連業者等への発表情報等の周知	総括班
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・【警戒レベル4】避難指示の発令 ・対象河川の氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)の発表 ・【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・対象河川の川氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)の発表	・全従業員への発表情報等の周知	情報班
		・浸水防止対策指示	総括管理者
		・関連業者等への発令内容、対策実施等の周知	総括班
		・全従業員への発令内容、対策実施等の周知	情報班
		・洪水予報等の情報の収集及び周辺の浸水状況の把握	情報班
		・従業員等の避難誘導の実施	警戒活動班
・浸水防止対策の実施	警戒活動班		

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

※ 洪水予報・水位到達情報は住民避難に資することを目的とした情報であるため、当該施設における浸水防止対策の体制確立の判断基準として活用が妥当かについて検討すること。

### 《解説及び留意事項》

➤ 洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する班の編成及び要員の配置を検討・記載します。

#### ○ 活動内容

▶ 洪水予報や気象情報等の収集から浸水防止に関する活動の実施までの洪水時における主な活動内容及びその順序について検討します。

▶ 特に、複数の河川の浸水想定区域内に位置している施設においては、各河川からの氾濫ごとに順序を検討することが望ましいといえます。

※ 全国の災害情報普及支援室の連絡先をはじめ、事業所等の自衛水防に役立つ情報については以下のWEBサイトから入手可能です。

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/index.html>

#### ○ 体制の区分

▶ 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。

▶ ただし、洪水予報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。

#### ○ 体制確立の基準

▶ 体制の確立の基準は、浸水防止対策を完了するまでに要する時間等を考慮して設定してください。

▶ 避難情報が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立してください。

#### ○ 対応組織

▶ 各活動を実施する班の編成及び要員の配置について検討します。

▶ 休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、班の編成及び要員の配置を検討する必要があります。

▶ 夜間や休業時間帯、休業日など、当該施設の外にいる従業員等の非常参集にあたっては、今までの浸水実績等を勘案して参集ルートについて浸水の可能性のある箇所を避けるなど、従業員等の安全に配慮してください。

《用語の解説》

- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

- 水位の情報は、以下のホームページから入手することができる。

<http://www.river.go.jp/>

<http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen1Servlet>

警報・注意報の種類	発表基準
洪水注意報 (警戒レベル2)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報 (警戒レベル3相当情報)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※気象業務法に基づく特別警報には、洪水に関する特別警報は定められていません。

※以下の区分により発表されます。

- 東部仙台：仙台市東部（青葉区（宮城総合支所管内を除く）、宮城野区、若林区、太白区（秋保総合支所管内を除く））が該当
- 西部仙台：仙台市西部（宮城総合支所管内、秋保総合支所管内、泉区）が該当

洪水予報・水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民・要援護者に求められる行動
〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)	〇〇川△△水位観測所の水位が氾濫注意水位（水防団の出動の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	【住民・要援護者】 氾濫の発生に対する注意を求める段階
〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)	[洪水予報] 〇〇川△△水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位（市町村長の避難情報の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達が見込まれる場合。あるいは避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	【仙台市】 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令を検討 【住民・要援護者】 避難準備などの氾濫の発生に対する意見を求める段階

<p>〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)</p>	<p>[洪水予報] 〇〇川の水位が氾濫危険水位(市町村長の避難情報の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位)に到達 [水位到達情報] 〇〇川△△水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合</p>	<p>【仙台市】 【警戒レベル4】避難指示の発令を検討 【住民・要援護者】 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階</p>
-----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

※洪水予報はあらかじめ決められた水位観測所の水位に基づき以下の区間に発表されます。

【水位観測所】

名取川は名取橋、広瀬川は広瀬橋、七北田川は市名坂

【区間】

- ・名取川 左岸 仙台市太白区山田船渡前3番1地先から海まで  
右岸 名取市高館熊野堂字五反田48番2地先から海まで
- ・広瀬川 左岸 仙台市若林区河原町二丁目13番25地先から名取川への合流点まで  
右岸 仙台市太白区長町一丁目1番1地先から名取川への合流点まで
- ・七北田川 左岸 仙台市泉区七北田赤生津130番1地先赤生津大橋から海まで  
右岸 仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先赤生津大橋から海まで

※水位到達情報はあらかじめ決められた水位観測所の水位に基づき以下の区間に発表されます。

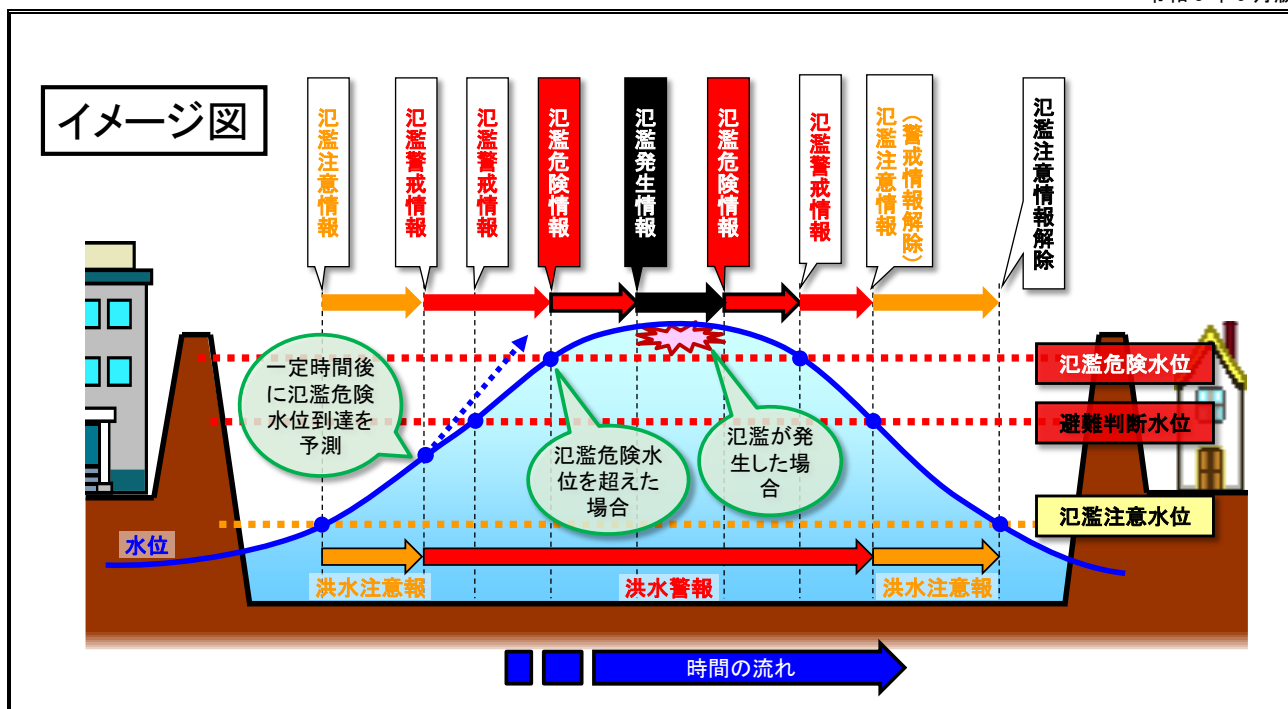
【水位観測所】

- ・広瀬川は広瀬橋、旧策川は北目橋、七北田川は小角、梅田川は苦竹、砂押川は八幡橋

【区間】

- ・広瀬川 左右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで
- ・旧策川 左右岸 策川からの分岐点から名取川合流点まで
- ・策川 左岸 仙台市太白区西多賀唐松橋上流から名取川合流点まで  
右岸 仙台市太白区富田唐松橋上流から名取川合流点まで
- ・七北田川 左右岸 馬橋から赤生津大橋まで
- ・梅田川 左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで
- ・砂押川 左右岸 多賀城市市川橋から海まで





## 5. 情報収集及び伝達

### (1) 情報収集

#### 《記載例》

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等
洪水予報、水位到達情報	仙台市からのファックス、情報提供機関のウェブサイト等
避難情報（避難指示等）	仙台市からのファックス、テレビ、ラジオ、仙台市ホームページ、緊急速報メール、仙台市避難情報ウェブサイト、杜の都防災 Web、杜の都防災メール、仙台市危機管理局 Twitter

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

#### 《解説及び留意事項》

- 水防法第15条第1項第4号ハに基づき仙台市地域防災計画に記載された大規模工場等については、仙台市から当該施設の所有者又は管理者に対して、同条第2項に基づき洪水予報河川においては洪水予報が、水位周知河川においては水位到達情報が提供されます。

- また、同条第15条の4第1項の規定により自衛水防組織を設置した場合には、仙台市から当該自衛水防組織の構成員（情報を受ける構成員を仙台市に報告）に対しても、同条第2項に基づき洪水予報河川においては洪水予報が、水位周知河川においては水位到達情報が提供されます。
- 大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要があります。

- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

#### 《解説及び留意事項》

- 従業員等の避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるかなど、あらかじめ確認してください。
- また、浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いかなどについても注意してください。
- ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要があります。

## (2) 情報伝達

### 《記載例》

- 別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を対象区域内の施設に係る全従業員で共有する。
- 館内放送、掲示板を用いて、気象情報、洪水予報等の情報の周知を図る。
- 非常体制に移行した場合には、仙台市〇〇課（連絡先）に「これより浸水防止対策を実施する」旨を連絡する。
- 浸水防止対策の完了後、仙台市〇〇課（連絡先）に対策が完了した旨を連絡する。

### 《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましいといえます。

## 6. 浸水防止に関する活動

### 《記載例》

- 別添〇「浸水防止設備配置図」に示す方法（止水板・土のう等）及び設置場所で浸水防止対策を行う。
- 浸水防止設備等の設置基準は以下のとおりとする。
  - ①〇〇川氾濫警戒情報が発表された場合
    - ・速やかに□□棟東側通用口及び◇◇棟東側通用口に止水板又は土のうを設置する。
    - ・従業員等の避難完了後、上記以外の開口部について止水板又は土のうを設置する。
  - ②その他浸水が予想される場合
    - ・統括管理者が指示する時期に指示する開口部について止水板又は土のうを設置する。
- 非常体制を確立したときは、速やかに〇〇設備を〇〇棟2階〇〇室まで移動する。

### 《解説及び留意事項》

- 氾濫の発生要因及び発生箇所によっては氾濫の発生から氾濫水の到達までの時間が異なることから、止水板等を設置する時期については、想定している氾濫の発生要因及び発生箇所ごとに設定することが望ましいといえます。
- 止水板等を設置する開口部の選定にあたっては、洪水ハザードマップ等を参考に設定してください。
- 早期復旧の観点から、重要な設備等の浸水を防止するための対策（浸水防止対策、設備の移動、危険物の流失防止等）や水の浸入が想定される全ての開口部に対策を講じることについても検討してください。

## 7. 従業員等の避難誘導

### 《記載例》

#### (1) 避難開始時期

- 浸水防止対策が完了した場合又は避難指示が発令された場合、速やかに避難を開始する。

#### (2) 避難経路

- 避難経路については、止水板等を設置する出入口（避難完了後に止水板等を設置する出入口は除く）は使用しないものとする。洪水時における具体的な避難経路については、別紙〇～△「避難場所・避難経路図」のとおりとする。

### (3) 避難誘導方法

- 避難する際は、エレベータ及びエスカレータを停止する。
- 館内放送及び掲示板を用いて、周辺の浸水に関する情報、避難を開始すること、誘導員の指示に従うこと、〇〇出入口（避難と並行して止水板等の設置を行う出入口）は避難経路として使用できないこと、エレベータ等は使用できないことを従業員等に周知する。
- 避難誘導にあたっては、別紙〇～△「避難場所・避難経路図」に示す位置に避難誘導員を配置する。
- 避難誘導員は携帯拡声器を活用して避難誘導を行う。
- 避難経路として使用しない出入口にはコーン等を用いて進入禁止の措置を講じる。
- 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- 停電に備え、別紙〇～△「避難場所・避難経路図」に示す位置に電池式照明器具を設置するとともに、避難誘導員は懐中電灯を携帯する。

#### 《解説及び留意事項》

- エレベータやエスカレータは停電により途中で停止する可能性があるため、避難にあたっては使用しないこととし、避難に先立って停止します。
- 避難誘導員の配置については、避難経路と併せてあらかじめ定めておくものとし、します。
- 避難誘導方法については、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定め準備しておく必要がある。特に、停電に備えた対応について十分に検討しておく必要があります。
- 当該施設が地域住民の避難場所に指定されている場合には、避難誘導、避難支援、備蓄品の管理等の役割分担について市町村、近隣の自治会等とあらかじめ協議し、協定等を締結しておくことが望ましいといえます。
- 避難場所は浸水が想定されない場所に設定しなければなりません。

## 8. 浸水の防止を図るための施設の整備

### 《記載例》

- 情報収集・伝達及び浸水防止対策の際に使用する施設及び資器材については、下表「資器材等一覧」に示すとおりである。
- 浸水防止対策に用いる浸水防止設備等の配置・保管場所・個数及び整備計画は別添〇「浸水防止設備配置図」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

## 使用資器材等一覧※

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
浸水防止対策	タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、止水板、土嚢

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

## 《解説及び留意事項》

- ここでは、情報収集・伝達及び浸水防止対策に使用する施設又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄します。
- 停電時において使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資器材について検討し、記載します。

## 9. 防災教育及び訓練の実施

### 《記載例》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に、全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導並びに浸水防止対策に関する訓練を実施する。

### 《解説及び留意事項》

- 洪水時の浸水の防止を図るためには、浸水防止計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 研修や訓練には、ハザードマップ等の他、国土交通省や仙台市等が実施する出前講座等が活用できます。
- 情報収集訓練については、市町村が情報伝達訓練を実施している場合には、これと併せて実施することが有効です。
- 自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記載を省略することができます。

## 10. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

### 《記載例》

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ▶ 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
  - ▶ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び浸水防止対策に関する訓練を実施する。

### 《解説及び留意事項》

- 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができます。
- 自衛水防組織活動要領の作成に当たっては、別添「自衛水防組織活動要領(案)」を参考にしてください。

## 別添1 自衛水防組織活動要領(案)

## (自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあつては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、浸水防止計画に基づく洪水時の浸水の防止を図るため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における浸水防止対策について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び警戒活動班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

## (自衛水防組織の運用)

第4条 管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

## (自衛水防組織の装備)

第5条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

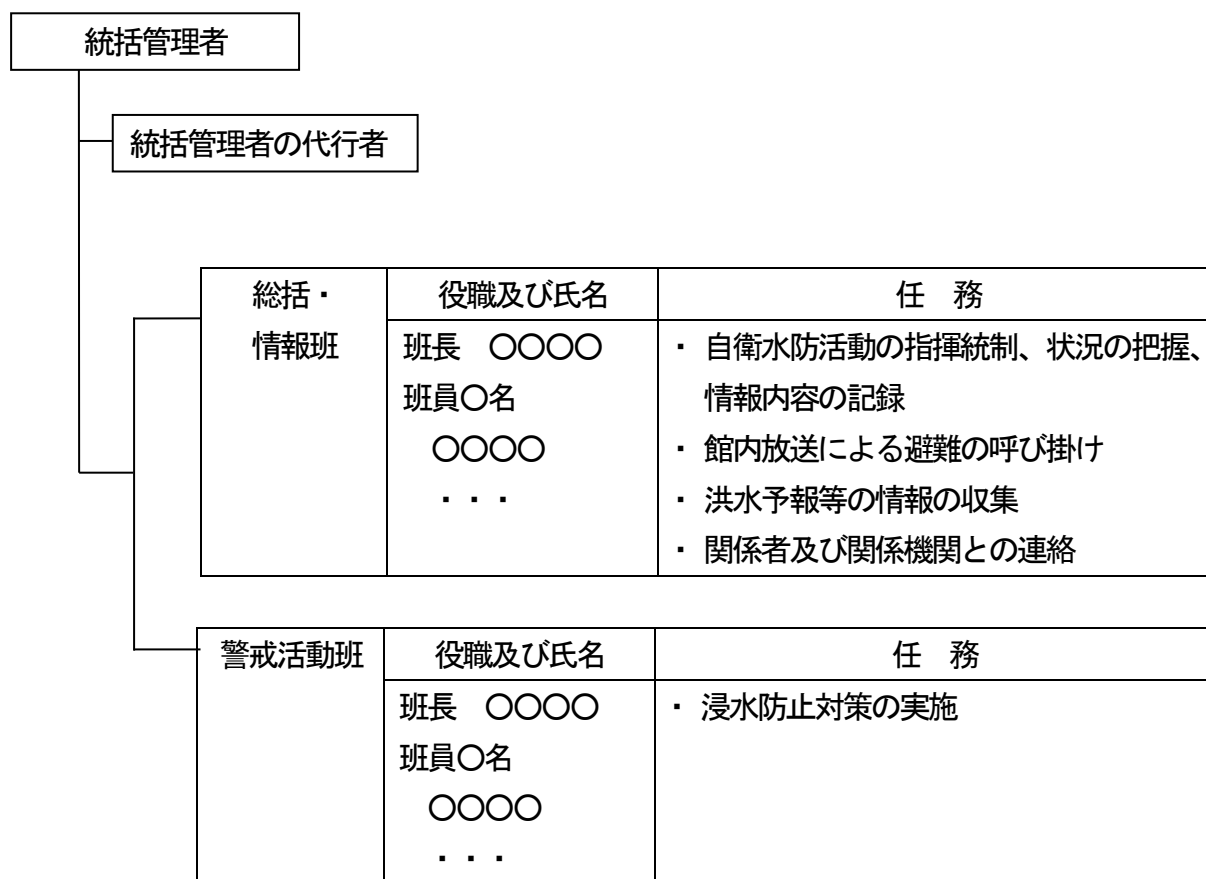
(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

## (自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各班は、浸水防止計画に基づき情報収集及び浸水防止等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
警戒活動班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯、電池式照明器具、電池、 携帯用拡声器 携帯電話用バッテリー、 ライフジャケット、 止水板、土嚢